

通報フォーム¹

2019年10月18日

公益財団法人

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 御中

(1) 通報者について ²	
1) 氏名	認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ
2) 住所	〒162-0801 東京都新宿区山吹町 335 鈴木ビル 4 階
3) 電話番号	03-6228-1528
4) E メールアドレス	info@hrn.or.jp
5) 被通報者への匿名を希望しますか? ³	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ (いずれかに○をする)
(2) 被通報者について ⁴	
1) 被通報者氏名又は名称	清水建設
2) 被通報者の住所・連絡先	〒104-8370 東京都中央区京橋二丁目 16 番 1 号 tel. 03-3561-1111
3) 東京 2020 組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品を特定するに足る情報 ⁵	有明体操競技場新築工事 有明体操競技場 https://tokyo2020.org/jp/organising-committee/procurement/tender/20161115-01.html

¹ 必要事項について正確にご記載ください。正確に記載されていない場合は、通報者に対して詳細な確認を行わせて頂く等のため処理開始までに時間がかかるほか、処理の過程において必要な情報が入手できない等の理由から処理完了が適切になされない可能性があります。

² 通報は本名で行われ、連絡先が明記されていなければいけません。ただし、通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。また、処理の過程において匿名を希望する場合には、その旨記載することができます。

³ 「いいえ」に○がされた場合でも、通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。

⁴ 「被通報者」とは、当該通報において、調達コードの不遵守（又はその疑いを生じ得る事実）を生じさせていると考えられる者を指します。

⁵ 商品の種類、商品の名称、製造又は販売業者の名称、または、商品名のみで特定が困難な場合は商品が特定できる特徴等を記載してください。さらに、製造や納入の時期、ロット番号等、可能な限り詳細な情報を記載してください。

4) 通報者と被通報者との関係	建設現場の労働者と建設会社
(3) 通報者に対して生じた現実の負の影響または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的内容	
<p>通報者ヒューマンライツ・ナウは、東京を本拠とする国際人権団体であるが、オリンピックサイト建設現場での労働者の過酷労働に深刻な懸念を有し、通報に至った。ヒューマンライツ・ナウのモニタリングチームは、2019年7月から8月にかけて、いくつかのオリンピックサイトを訪問し、状況を確認した結果、労働者が炎天下において著しく過酷な労働に長時間従事していること、熱中症対策の保護具の支給が十分でないこと、オリンピック建設現場に共通した、ILO条約に基づく労働者の労働安全環境を保護する統一的な規則も存在せず、労働環境を適正に確保するための監督体制もないことを確認した。その詳細は以下の報告書の通りである。</p> <p>http://hrn.or.jp/activity/16265/</p> <p>安全な労働環境の欠如は、長時間労働ともあいまって、労働者の死亡のリスクに直結するものである。実際に、厚生労働省の公式データでも2018年末までの間に、オリンピック建設関連で2名の労働者が死亡し、直近では2019年8月8日にも炎天下に東京ビッグサイト（江東区有明）の仮設・オーバーレイ工事に従事していた男性作業員が亡くなっている。</p> <p>2019年8月のこの痛ましい事件を受けてなお、組織委員会及び各工事責任事業者は何らの実態調査にも乗り出していないうえ、建設現場における何らの安全対策の基準も人権ポリシーも策定していない。組織委員会通報制度も改善されないままであるし、通報後の実効性を伴った救済手続もない。台風シーズンや完成直前になればより過酷な労働環境になることが懸念され、より死の危険が高まることが予測されるため、早急な対応が必要である。</p> <p>なお通報者は第三者として、こうした人権侵害の実態を告発、通報するものであるが、持続可能性を掲げるオリンピック、パラリンピックを達成するために通報制度を導入した趣旨に照らせば、通報者に実害がない限り通報の適格性を欠くという通報制度であってはならない。特に重層的な下請け構造のもと、労働条件に関して声を上げにくい労働者が多い建設労働の実態に鑑みれば、人権団体が第三者として通報をし改善を求める必要性が高い。</p>	
(4) 通報者が考える調達コード不遵守の具体的事実 ⁶ 及び当該不遵守の対象となる調達コ	

⁶ 当該不遵守が上記(2)の3)の調達物品等の製造・流通等の過程において生じていることが特定できる情報を含みます。

<p>ードの条項</p>
<p>・持続可能性に関する基準 (4) 労働①国際的労働基準の遵守・尊重</p> <p>調達コードの中で、持続可能性に関する基準として、国際的労働基準の遵守・尊重が定められており、「特に ILO の提唱する労働における基本原則及び権利を遵守・尊重しなければならない」と明記されている。</p> <p>しかし、ILO 条約に基づく労働者の労働安全環境を保護する統一的な規則は存在せず、監視体制も是正の仕組みもない。</p> <p>特に ILO 条約 155 号には「職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約」があり、その第 16 条第 1 項には、使用者が工程を、「安全でありかつ健康に対する危険がないものであること」を確保することが要求されている。</p> <p>また、同条第 3 項では、健康に対する有害な影響を防ぐため、「適切な保護衣及び保護具を提供すること」とされている。35 度の灼熱の中、長時間の炎天下での作業に従事させ、熱中症対策の施された防護服を支給しないことは明らかにこれに反している（なお、環境省の熱中症予防サイトには 31 度以上での運動は危険なため、原則禁止とされている）。</p> <p>・持続可能性に関する基準 (4) 労働⑦長時間労働の禁止</p> <p>持続可能性に関する基準 (4) 労働⑦は、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については、健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならないと記載している。</p> <p>調査では、月に 28 日間も労働させられている労働者も確認された。</p> <p>・持続可能性に関する基準 (4) 労働⑧職場の安全・衛生</p> <p>持続可能性に関する基準 (4) 労働⑧は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである、としているが、これにも明らかに反している。</p>
<p>(5) 調達コード不遵守と負の影響の因果関係</p>
<p>持続可能性に関する基準 (4) に対する違反の結果、労働者が過酷かつ危険な労働環境での業務に従事させられ、死者まで出た。今後も状況が抜本的に変わらない限り、安全な労働環境で働く労働者の権利は侵害され続ける。ILO 条約に基づく労働者の労働安全環境を保護する統一的な規則が存在せず、監視体制も是正の仕組みもないため、仮に酷暑が過ぎても労働者の安全と権利が脅威にさらされ、危険で過酷な労働を余儀なくされる危険があることは変わりがない。</p>
<p>(6) 通報者が期待する解決策</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. オリンピック各種建設現場での過酷で危険な労働慣行を早急に調査し、直ちにやめさせること 2. 国連ビジネスと人権に関する指導原則及び持続可能性に配慮した調達コードに

に基づき、オリンピック各種建設現場における労働環境の改善に真摯に取り組むこと

3. オリンピック建設現場における労働者の労働安全、労働環境、その他人権保障に対し発注者として責任を負うことを明確にし、国内法やILO条約に基づき、労働者保護のための人権ポリシーを作成し、これを労働者に周知すること
4. オリンピック各種建設現場における労働者の実態に関して独立した第三者による調査を実施し、問題点を把握し、改善のためのアクションプランを策定し、これを実施する体制を構築すること
5. 現場には一人親方がいて、いくつもの下請け構造の中で様々な零細業者とその労働者を使用していること、構造上労働者が労働条件に関して声を上げにくい状況に置かれていることに鑑み、全ての作業現場に統一した安全基準とルールを確立し、その実施を受注者に求めること
6. 2019年8月に作業中の死者が出たことを踏まえ、熱中症予防対策を中心に、労働環境改善に取り組み、各種建設現場統一の施策を策定、公表し、実施すること
7. 外国人労働者、外国人技能実習生は言語習慣の違いにより事故に遭いやすいこと、他業種においても過酷な労働環境の下で酷使されやすい脆弱な立場に置かれてきたことに留意し、特別な対応策を策定しそれを公表すること
8. 女性、高齢者など、体力的、健康上の理由により脆弱な立場に置かれた労働者に対する対応の施策を隔離すること
9. 上記施策を外国人労働者も含め、労働者に対し、周知、広報を徹底すること。また、施策の実施を確保するための日常的なモニタリング体制を構築すること
10. 持続可能性に配慮した調達コードに関連する通報フォームが一般の労働者から見ても到底アクセス可能とは言えない現状を認識し、労働組合 NGO などによる代理通報も含め誰もが迅速に違反を通報し是正を求められるよう手続きを抜本的に改善すること
11. 調達コード違反に関する実効性ある救済メカニズムを確立し全ての労働者に周知徹底すること
12. BWI 及び通報を実施した労働組合との間で速やかに話し合いの機会を持ち、改善に向けて定期的な対話を行うこと。合わせて関連するステークホルダー市民社会の意見調査も実施すること。透明性確保のため一連のプロセスを公開すること

(7) 被通報者との対話の事実⁷

⁷ 当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、通報者は、通報を行う前に、被通報者との対話に向けた努力を行うことが求められます。このため、被通報者との協議に向けた通報者の行為にかかる事実関係については、日時・相手方・対応の内容など詳細が記載される必要があります。ただし、通報者が被通報者との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載してください。

対話は行っていないが、既に当団体による調査報告書が公表・報道されてから、何らの改善もない。労働者の生命の安全にかかわる問題であることから、通報の緊急性が高いと判断した。

(8) 他の紛争処理手続において係争中の案件、もしくは、本通報受付窓口業務における手続が行われている案件、に該当するか。該当する場合はその具体的内容。

該当しない。

(9) 代理人について

1) 代理人の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 (いずれかに○をする。有の場合のみ、2)～4)を記入)
2) 代理人が必要な理由	
3) 代理人氏名・連絡先	(住所、電話番号、Eメールアドレス)
4) 授権の証憑	※通報者が代理人に対し授権していることの証憑を添付してください